

第2回 金融商品会計と「企業会計原則」

- 「実現」の内容拡大で説ける? -

第1回目の講義では、今日の企業会計の変容を考える際その議論の出発点をどこにおくか、という重要な点についてお話ししました。そこでは、その出発点をこれまでの会計ルールの基礎にある「企業会計原則」、とりわけその立脚点(基本的な考え方)に求めました。

第2回目は、より具体的に「会計ビッグバン」の代表的な新会計基準すなわち「金融商品会計基準」をとりあげ、テーマ1の問題(「企業会計原則」との整合性問題)を考えます。

「企業会計原則」の半世紀

Q: 最初に金融商品会計を取り上げるとのことですが、まず議論のポイントがどこにあるか教えてくださいませんか?

A: 最初に金融商品会計を取り上げるのは、それが今日の「時価会計」の代表選手のようなものだからです。

ところで、「まず議論のポイントはどこにあるか」と聞かれましたが、先にも述べましたように、議論の流れとか、議論の全体のなかで今どこにいるか、その「全体と方向」をあらかじめ把握しておきたいと言うことでしょう。大まかでも、その把握あるいは展望がないとどうも不安だ、と言うことではないでしょうか。

実は、議論するときこの「不安感」を持つことは、むしろ大切な学習姿勢です。学習にあたっての「良質の不安感」、と私は言っています。

Q: 心理状態まで見抜かれました。さて、議論のポイントは?

A: ポイントは、ずばり言って、新たな金融商品会計の登場が「企業会計原則」の考え方と整合するものかどうかです。特に、「企業会計原則」はこれまで4回改正されてきましたが、その変遷過程を振り返って、金融商品会計基準がその部分改正の延長上にありうるか、という問題を立てたいと思います。

Q: なるほど、明快な問題設定ですね。ところで、「変遷過程を振り返って」と言われましたが?

A: 「企業会計原則」は昭和24年に制定されていますから、今日まですでに半世紀以上が経っています。何事もそうですが、およそ50年もたてばその「あり方」が問われます。「商法」がそうですし、「憲法」もまたそうです。

ちなみに、商法では、50年ぶりの抜本改正(会社法の平成大改正)がなされ、さらに新たな「会社法」が今年5月から施行されました。また、憲法では現行憲法の制定から今日までがやはり半世紀がたち、今まさにその改正問題が大きな政治的争点になっていますね¹。

¹ 例えば『読売新聞』2004年5月3日は憲法改正の読売試案一色であった。一新聞社が自社の見解を自社の新聞を使ってここまで全面展開するのはきわめて異例といえる。ちなみに、大学院の講義でも演習として取り上げたが、新聞5社の5月3日の社説(産経新聞は5月2日)の

Q: 「企業会計原則」の改正は議論されないのですか?

A: 「企業会計原則」は、先に述べましたように、これまで4回の改正がなされています。制定から3年後の昭和29年の第1次改正、昭和38年の第2次改正、昭和49年の第3次改正、そして昭和57年の第4次改正です。ちなみに、私個人にとって印象深いのは、第3次改正での当期業績主義から包括主義への損益計算の大きな変更です(当期業績主義と包括主義については補遺1.6参照)。

昭和57年の最終改正から今日まですでに20年余りが経っています。その間、いわゆる「会計ビッグバン」(会計制度の大改革)による一連の新会計基準導入にもかかわらず、手つかずのまま今日に至っているのが現状です。

Q: 何も手をつけてこなかったのですか。怠慢では?

A: 「企業会計原則」をよそ目に、もっと言うとそれとの整合性の議論をぬきに、金融商品会計基準など個別の新しい会計基準が、「会計ビッグバン」の名のもと、次々に導入されていったというのが実状です。その点で、確かに「怠慢」とも言える面もありますね。しかし、逆に見れば、それらの新会計基準が「企業会計原則」の部分改正の延長上では扱えきれない性格を持つ、ということもできるでしょう。

ただ、後でも詳しく議論しますが、そうした新しい会計基準の基礎的枠組みを構築するため、「概念フレームワーク」構想が出てきました。2004年7月にその「討議資料」が公表されています。したがって、会計基準の基礎概念という点では、これまでの「企業会計原則」と新たな「概念フレームワーク」の2つが併存している、という変則的な形(ここでもハイブリッドな形)になっているのが実状といえます。この点で、もし黒澤先生が生きていたら...、と思うところがあります。

*補遺1.4では黒澤を中心にした日本の制度会計学のレベルの高さに触れています。今日の英米化された会計学の傾向を相対視する上で大切です。

「不変の構造」と実現・発生の拡大 - 「企業会計原則」の改正過程

Q: 「企業会計原則」の改正過程を振り返って、今日の新会計基準のあり方を検討するということですが。

A: はい。今日の新会計基準のあり方を検討する際、特に「企業会計原則」との整合性を問うという観点からは、その改正過程をよく理解しておくことが1つのポイントとなります。端的に言えば、今日の企業会計にみられる変容がその改正の延長上にありうるか、この点を理論的に問うことです。

Q: では、その改正過程のポイントになるところを教えてください。

A: まず、制定から今日にいたるまで基本的に変わっていない原則があります。すでに述べました損益計算の基本原則です。繰り返しますと、「すべての費用及び収益は、その支

比較は、いみじくも各社の性格(社風)が色濃く滲み出ていて興味深い。

出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」(損益計算書原則1 A)です。

この収支を基礎にした適正な期間損益計算、すなわち収支的期間損益計算の基本構造は、4回の改正を経ても企業会計原則の基礎にある「不変の構造」と言えるでしょう。したがって、「会計ビッグバン」にともなう新しい会計基準がこの基本原則と整合しうるかどうか、これが大きな論点になります。

Q: では、何が改正されてきたのですか?

A: 損益計算書原則とのかかわりで言えば(別のかかわりは、商法改正との調整による改正)その基本構造に変わりはありませんが、これまでの改正過程においては将来にかかわる「支出及び収入」(次期以降の未確定収支)が、当期の「費用及び収益」の認識対象として次第に拡大されてきました。すなわち、収益の「実現」と費用の「発生」の内容拡大がなされてきたと言えます。

Q: 少し難しいですね。具体的に教えてください。

A: 費用および収益の測定基礎となる「支出および収入」(収支)の範囲は、過去および当期の確定した収支についてはさほど問題ありませんが、次期以降の確定していない収支(未確定将来収支)が費用および収益の認識として次第に拡大されてきた、と言うことです。

例えば、昭和49年の第4次修正では、未収収益の計上禁止から計上強制へ、割賦販売の原則基準が回収基準から販売基準へ、委託販売の売上計算書到達基準が原則基準から限定容認基準へ(以上2つは特殊商品販売の収益認識)いずれも収益認識される未確定収入額の範囲の拡大がなされました。言い換えれば、より早いタイミングの収益認識、つまり「実現」の内容拡大がはかられています²。

なお、費用認識にかかわる「発生」の内容拡大については、あとで触れたいと思います(第3回目の退職給付会計)。

Q: やはり収入・支出を基礎にした費用・収益の認識、この両者の関係をつかむことがポイントですね。

A: そのとおりです。すぐ後で議論しますが、新たな金融商品会計基準を検討するときも、そこでの収益認識がこうした「実現」の内容拡大の延長上にあるかが問われます。

より大きくは、こうした収支を基礎にした期間損益計算の構造に照らして、今日の時価(公正価値)会計はどうか、これが大きな枠組みでの論点と言えるでしょう。

この点はあとで議論することになりますが、以下では、繰り返しになりますが、今日の新会計基準にみられる変容がこうした「実現」と「発生」の内容拡大の延長上、換言すれば「企業会計原則」改正の延長上で捉えられるかどうか、これが論点になります。そうした形で、今日の企業会計の変容のレベル(度合い)を問うことができるわけです。

² 詳しくは、鳶村剛雄『会計制度史料訳解』(白桃書房)の「損益計算書原則の修正経過」とりわけ損益計算書原則(損益計算書の本質)損益計算書原則 A(損益の計算原則)参照。

「貸借対照表原則」と有価証券 - 棚卸資産と同じ扱い

Q: 今日の「時価会計」の代表選手と言われましたが、金融商品に関する会計基準は「企業会計原則」ではどのように規定されていますか?

A: 本来なら「損益計算書原則」から見なければなりません。比較的分かりやすい「貸借対照表原則」の方から先に見てみましょう。

現行の「企業会計原則」では、(一時所有の)有価証券は棚卸資産とともに次のように規定されています(貸借対照表原則5のAとB、下線引用者)

棚卸資産: 「たな卸資産については、...、これに個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする(貸借対照表原則5のA)

有価証券: 「有価証券については、...これに平均原価法等の方法を適用して算定した取得原価をもって貸借対照表価額とする」(同5のB)

注意すべきは、両者の評価原則が同じ扱いになっていることです。つまり、有価証券は(費用性資産である)棚卸資産と基本的に同じ評価原則(取得原価)が適用されているわけです。

Q: 新しい金融商品会計基準では時価評価ということでしたね?

A: そうです。「金融商品に係る会計基準」(平成11年)では、売買目的有価証券は「時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する」(下線引用者)と規定されています。つまり、「企業会計原則」では原価評価、金融商品会計基準では時価評価、と相異なる規定になっています。

ここで付言しておきますと、金融商品会計基準では「『企業会計原則』に定めがあるが、金融商品に関しては、原則として、本基準が優先して適用される」(傍点引用者)となっています。つまり、「企業会計原則」のなかの金融商品関連の基準は、「優先」されないが削除にはならない基準、という扱い(不明瞭な関係)になっているわけです。

Q: 同じ有価証券に関してかたや原価、かたや時価、まったく正反対の規定ですよ。

A: 「優先」されないが削除にはならないという扱いはともかく、問題は、「企業会計原則」ではなぜ棚卸資産と同じ扱い(同格)なのか。そして、今日、なぜ有価証券だけが時価評価かになったのか、その変容の根拠です。

同格性の根拠とその変容 - 会計の制度性

Q: では、なぜ「企業会計原則」は有価証券に棚卸資産と同じ規定を与えていたのですか?

A: 「与えていた」、過去形ですか。確かに、今日、新たな金融商品会計基準がすでに定

着していますからね。原価評価は過去のものと。

それはともかく、同格規定は、端的に言って、分配(処分)可能利益計算という制度的要請(制度規定)から来ていると考えられます。つまり、そのもとでは未実現利益は排除され、売買目的有価証券も実物の商品と同様に売却するまで取得原価のままに据え置かれるわけです。原価評価と未実現利益の排除がセットになっていると言えます。留意しておきたいのは、制度的要請 未実現利益の排除 原価評価、という規定関係です。

Q: では、金融商品会計基準では、分配(処分)可能利益計算とは違う何か別の要請が?

A: そうです。今日の企業会計においては投資家のための有用な会計情報として、実態・リスク開示の要請が前面に出てきています。そのもとで、資産・負債の新たな認識・測定が登場してきているのです。それは、先の分配可能利益計算を規定する制度的要請とは異なる、また別の制度的要請と言えます。

ちなみに申しますと、商法(会社法)の見地からは、そうした不確かな利益(評価益)は配当可能利益計算から排除されています。このことは、会社法が一方で企業会計に歩み寄る柔軟な姿勢を見せながらも、配当可能利益という面では会社法の「自我」がでてきていると言えますね。(ただ、新会社法ではこれと異なった扱いになっています。補遺 1.5 を参照ください)

Q: 制度的要請の変容ということですが、先に変容のモーメント(契機)という話がありましたね。

A: はい。それぞれの制度的要請のもとで、それぞれの資産・負債の認識・測定さらには会計計算の枠組みも異なってくると言えます。図式的に示せば、変容のモーメント 制度的要請 会計のあり方 枠組み 会計計算(会計処理) です。

今日の企業会計(投資家本位の会計)は、投資家の目を意識したディスクロージャー志向を強めています。その要請から出てくるバランスシート観は、すでに述べました動態論的バランスシート観とは異なるわけです。とりわけ、後で述べますが、その今日的不適合が指摘されるわけです。

Q: 制度的要請というのは、会計サイドからは会計目的ということでしょうか?

A: そう理解していいでしょう。重要なことは、会計計算はそれ自身が自律的・自足的に構成されるものではないという点です。会計計算は本来的に制度中立ではない、ということなのです。

* 補遺 1.6 では動態論の今日的不適合について、また補遺 1.7 では、分配可能利益と包括主義利益、および当期業績主義の今日的意義に触れています。

「損益計算書原則」と有価証券 - 「実現」・「配分」で説ける?

Q: では、「損益計算書原則」ではどのように規定されていますか?

A: 「貸借対照表原則」のように、有価証券の収益認識そのものが規定されている箇所はありません。該当するところと言えば、繰り返し出てきていますが損益計算書原則 1 A「す

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない」に続く、「ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算書に計上してはならない」でしょう。

先の貸借対照表原則5のBでの原価評価とセットで、有価証券の評価損益は未実現損益となります。少なくとも、現行の「企業会計原則」ではそうなっていると言えます。

Q: 先に「実現」の内容拡大で説けるか、という論点が示されましたが。

A: もしそれで説けるといっているのであれば、本来、「企業会計原則」は改正(第5次改正)されるべきと言えますね。つまり、「怠慢」だったと。

しかし、本当に「実現」概念の拡張(内容拡大)で説けるのか、理論的に決着をみているわけではありません。その意味では、会計理論としての根拠付けは「難問」の部類に入るとも言えるでしょう。

いずれにせよ、「原価評価 - 未実現収益」の規定が()、新たな会計基準では「時価評価 - 純利益」()となったわけですから、まったく正反対の規定になっているわけです。

Q: 「実現」の拡張で説けないのですか?

A: 「実現可能」、あるいは新たな「実現」の解釈のもとで「実現」と捉える見解もあります。ここでは詳しく述べませんが、例えばアメリカ(FASB)の概念フレームワークでは「実現可能基準」(実現可能説)がとられています。要するに、売買目的有価証券は売ろうと思えばいつでも売ることができる(実現可能)ということです³。

なおここで付言しておきますと、こうしたアメリカでの「実現可能基準」の考え方を、わが国の「企業会計原則」での「実現」の拡張として捉える見方もあるようですが、そこは区別すべきでしょう。たとえば、アメリカ文学を文脈の異なる日本文学のなかで論じて、おのずと無理があるようなものです。

Q: では、「実現」の拡張では説けないということでしょうか?

A: 先に述べた「実現」の内容拡大の ~ は、いずれも実物商品および用役の提供にかかわる収益認識であり、実物経済にかかわる収益認識の内容拡大と言えます。しかし、有価証券という金融商品は、その性格が異なります。この点を、まずおさえておく必要があります。

すなわち、有価証券という金融商品は、棚卸資産のような実物の商品とは異なり、財・サービスの生産・販売という生産的な収益産出活動(実物経済活動)でないところに、その経済的基礎の特質があるといえます。

この特質に起因して、有価証券の収益認識には実物商品での伝統的な原価・実現の枠組みは妥当しないという考え方が出てきます。例えば、国際会計基準委員会(IASC、現在の国際会計基準審議会IASBの前身)の討議資料では「生産的な収益産出活動」に関

³ より詳しくは、拙著『時価会計の基本問題』(中央経済社、第5章、100-105ページ)にも書いていますので参照して下さい。

する会計の認識要件は要請されない」、また「金融資産の企業にとっての価値は変換・実現の過程によらない」(I A S C 「討議資料」) と記されています。

Q : では、「実現」の拡張では説けないという結論ですか？

A : 結論を知りたい気持ちはわかりますが、そんなに簡単な問題ではありません。先にも言いましたが、純理論的に説こうとすれば「難問」です。もっとも、その「純理論的」と言うこと自体の性格が問題なのですが -。

ここで少なくとも問えることは、そうした見方から売買目的有価証券の時価評価と評価損益が、すでに何度も出てきている「企業会計原則」での損益計算の基本原則(実現、原価配分、発生、対応)と整合しうるかです。より大きくは、これもすでに述べましたが、今日の公正価値(時価)会計はこれまで収支的期間損益計算(損益計算の基本原則)の枠内にあるか、という問いです。

「実現」とともに「配分」は、これまでの会計計算(収支的期間損益計算)の中核にあるものです。したがって、「実現」で説けるかとともに、「配分」で説けるか、という問いも重要になります。具体的には、計算の基点や簿価の変動のあり方を吟味することで、この問いに答えることができます。詳しくは、テーマ のところで述べたいと思います(第9回目の講義)。

計算と開示 - 理論の場

Q : 分かりました。少し性急だったようで。ところで、先の「貸借対照表原則」と有価証券のところでは、実態・リスク開示ということが出てきましたが -。

A : はい。今日の企業会計には経済実態や財務リスクの情報開示志向が非常に強く出てきています。注意したいのは、そのことと損益計算とは直接的には結びつく性格のものではないということです。ただ、その開示を貸借対照表上で行うと、言わば結果的に損益計算に結びついてくる。端的に言えば、「開示」と「計算」、この両者のかかわりが新たな理論構築の鍵になると言えますね。

Q : 計算と開示とのかかわりとは？

A : すでに見ましたように、動態論では損益計算書と貸借対照表とが、その思考のもとで理論的につながっていますね(連結環)。損益の「計算」が中心の一本道です。しかし、今日の企業会計では経済実態や財務リスクの「開示」が非常に重視されています。よく新聞などで「財務の透明性」というのが出てきますが、それもこの側面です。

重要なことは、このことと今日の時価会計とがつながっているという点です。そのことは、今日の時価会計が第一義的にバランスシートに出てきている点に見られます。「フローの時価会計」(個別価格変動会計での時価ベース費用)に対して、「ストックの時価会計」と言いました。

「フローの時価会計」では時価ベースの費用計算ですから、そこでは明らかに(実体資本維持のもとで)あらたな利益計算が問題になっています。しかし、同じく「時価会計」

と言っても、今日の「ストックの時価会計」は、計算よりもまず開示の面につながっていると言えます。したがって、その実態「開示」と利益「計算」とはどうかかわるか、この両者の関係を明らかにしておかねばならないと言えます。

Q: 動態論会計ではそういう問題はないのですか?

A: 動態論では、端的に言って開示よりも計算です。少なくとも、今日的なディスクロージャー、情報開示志向ではありませんね。ですから、今日の実態開示の観点から、バランスシートに「もっとリアリティを」と批判されるわけです。

しかし、今日の時価会計は動態論のように損益計算中心の一本道にはなっていない。B/Sを中心にした開示という別ルートが出てきている。1つのルートでないことが問題を複雑にしているとも言えます。

特に「同格性の根拠の変容」でも述べたように、そうした根拠の変容まで据えた理論を展開しなければ、現実の会計はなかなか説明できませんね。計算理論のなかだけでは説明できないわけで、「理論」といってもその場をどこに設定するか、そこまで議論する必要が出てくると言えますね。

Q: 理論の「場」とは?

A: 動態論会計では比較的分かりやすいですね。端的に言えば、収支と損益(収益・費用)との関係論、構造論ですね。「配分」や「対応」といった、「計算の論理」です。俗っぽい会計の世界でも、比較的、純理論的なロジックで説明されるところです。

しかし、今日の会計はそうした「計算の論理」だけでは説明できない。会計の変容の基礎にあるところまで掘り下げて行く必要がある。より大きなパースペクティブから見ていく必要がある。そこまで理論の場を設定して議論する必要があると言えます。会計は「計算の学」であると言っても、数学ではありませんから。

先に「会計の難問」ということ申しましたね。しかし、それは「数学の難問」とはおおよそ問題設定の仕方が違います。数学の難問と比較するのもおこがましいのですが、それに、そもそも会計に数学のような証明問題が存在するのでしょうか -。

Q: 数学の難問に匹敵するような会計問題があれば面白いのですが -。

A: 確かにそうです。しかし、数学者のように難問に挑戦して一生をぼうにふるようなことはありませんから。

余談ですが、アメリカの数学研究所が1億円以上の賞金付きの7つの「ミレニアム問題」を設定しています。素数の分布にかかわる有名な「リーマン予想」もその1つです。最近、やはりその1つである「ポアンカレ予想」がロシアの数学者によって証明されたという報道がされました(『朝日新聞』06年5月3日)。

会計にもそうしたミレニアム問題があれば、一生ぼうにふってでもチャレンジする人も出てくるかもしれませんね。しかし、数学とは違って、そういう問題が仮にあってもすぐ限られるでしょうね。なお、数学の難問および会計の難問ということについては、補遺1.8をご覧ください。

有価証券 = 貨幣性資産で説ける?

Q: 「実現」にかかわる見解の他にも、何か有力な説がありますか?

A: 「難問」ですから、まだいくつかの説があります。ここでは、有価証券 = 貨幣性資産と見る見解(貨幣性資産説)を取り上げておきましょう⁴。それは、例えば次の引用にもみることができます。

「金融資産 - 特に自由に換金でき、換金が事業に制約されないもの - はそれ自体貨幣性資産であり、その価値の変動は換金を待つまでもなく実現利益を構成するキャッシュ・フローの要素とみることができる」(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」1999年、傍点は引用者)

意見書のなかで書かれている見解なので、先の実現可能説を多数説と言えば、さしずめ有力説とでも言えるでしょう。こうした見解のもとでは、有価証券の価値の変動は売却による換金を待たなくても「実現利益」として認識されます。

Q: しかし、貨幣性資産に「実現」が適用されるのですか?

A: おっしゃるとおり、適切な問いです。なぜなら、従来の貨幣性資産に何らかの利益(利得)が生じて、それは実現利益とは言わなかったからです。

いずれにしても、有価証券の時価評価および損益認識を、実現と配分、あるいは貨幣性資産として説明する見解には議論の余地がありますね。後のテーマのところでも述べますが、私は金融商品の損益はそうした概念とは別枠で捉えるのが合理的な見方ではないかと考えています。

次回(第3回)は、「退職給付会計基準」を取り上げます。ここでも、この新会計基準が「企業会計原則」の部分改訂の延長上にあるかどうか、とりわけ「発生」で説けるかが問われます。

(以上、06年7月)

【補遺】

補遺 1.4 日本の制度会計 - 研究レベルの高さと魅力 -

引っ越しのたびに会計・経営関係の本は大量に処分してきたが、それでも筆者が大切に残してきた数少ない会計書はある。ここに、そのなかの古ぼけた1冊がある。黒沢清他共著『解説 企業会計原則』(中央経済社、昭和39年改訂版)である。私が買ったのは昭和48年(1972年)だが、改訂177版となっている。黒沢・諸井・飯野・江村・番場という日

⁴ 特に、主観のれん説、資産3分類説、擬制資本説の3説を挙げておきたい。拙著『時価会計の基本問題』第7章(190-96ページ)ではおよそ10説の類型的総括をしているので参照されたい。

本の制度会計を担った蒼々たる会計学者が分担執筆している。

国家試験の勉強で使ったのだろう、最後のページまで赤や青の鉛筆で丹念なチェックが入っているが、今懐かしく紐解くとあらためて当時の研究レベルの高さを垣間見る思いがする。とともに、近年、アングロサクソン系を中核に据えた会計研究が盛んだが、日本のこの“黄金時代”ともいえる先達の議論を、すでに過去のものとせず、そこから学ぶ姿勢が大切に思えてくる。この古ぼけた1冊は、今日の会計アカデミズムに欠けているものを逆に浮き彫りにしており、今日のアカデミズムに何が必要かを教えてくれている。

ここで筆者が残してきたもう1冊を紹介しておこう。これも赤茶けているが、鳶村剛雄『体系 会計諸則精説』(中央経済社、昭和42年)である。この本で、財務諸表論というもの体系的学習の面白さを味わい、一見、理論性、体系性に乏しい制度会計の理論的側面を十分に堪能させてもらった。その点で、この類の本はけっこう漁ったが、極めて希なる書物であった。そして、先に述べた今日的アカデミズム状況だけに、著者の鳶村が生きていたら、と思うところが多い。

こうして、海外の会計とりわけ会計基準の国際化ばかりに目を奪われるなか、「企業会計原則」を中心にしたわが国制度会計の輝かしい研究にもっと目を向ける必要がある。会計の国際化を相対化するためにも、比較法的な視点が重要に思える。

補遺 1.5 新会社法と売買目的有価証券 - 分配可能か -

売買目的有価証券の時価評価益は企業会計上純利益を構成するが、(旧)商法のもとでは配当可能利益から控除されていた。その理由は、端的には「...このような不確実な利益を配当することを認めるときは、会社の財産的基礎を危うくし、会社債権者等を害するおそれがあることから、配当可能利益の計算上は、貸借対照表上の純資産から、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額を控除すべきこととされた」(傍点引用者)とあるように、その利益の不確実性にあった⁵。だが、新会社法では「評価益によって分配可能額が増加する場合については、分配可能額の計算上、特に手当をすることはしていない。すなわち、増加した部分は、分配可能額に算入される」とのスタンスのようだ⁶。問題は、その理由である。

例えば、「これらの評価差益に共通する点は、いずれも当期純利益となり、その他の剰余金が増加するため、分配可能利益も増加するという点にある」との理由には⁷、旧商法での評価益の性質(不確実性)については何も触れられず、ただ「イ当期純利益 ロその他剰余金の増加 ハ分配可能利益の増加」という単線的説明になっているようにみえる。旧商法のもとで配当可能利益から排除されていた不確実な利益が、なぜ新会社法では分配可能

⁵ 法制審議会「商法等の一部を改正する法律案要綱」(1999年2月16日)第一の三の4。詳しくは拙著『時価評価の基本問題』補論5.2「保有損益の配当可能性問題」(124-25ページ)参照。

⁶ 相澤哲・群谷大輔「分配可能額(上)」(『商事法務No.1767』、2006年5月25日号)40ページ。

⁷ 相澤・群谷前掲稿41ページ。

なのか、その説明がないのである。イ ロ ハの説明論理からすれば、旧商法のもとでも売買目的有価証券の時価評価益 = 純利益 (イ) なのだから、配当可能利益になるはずだ。それを企業会計とは一線を画して、わざわざ配当可能利益から排除したのが、債権者を保護する商法の見地 (理屈) だったのではないか。

イ ロ ハの論理は、企業会計が純利益としているから分配可能だと言っているようなもので、会社法の主体性がないと言われても仕方ない。もっとも、「なお、将来的に、国際的な会計基準とのコンバージェンス等により、時価評価すべき資産・負債の拡大が検討されるような場合に、前記の考え方をなお維持すべきどうかは別論である」とお断りしている⁸。しかし、すでに述べたように、「別論」という以前の問題がここにある。

ちなみに言えば、次のノート 1.7 でも触れるが、鳶村の時代における商法 (計算規定) と企業会計 (企業会計原則、財務諸表規則) との関係という大枠は、今日大きく変容してきている。

補遺 1.6 動態論思考の今日的限界 - ビランツ・シェーマと今日の金融資産・負債観

財産計算を中心とする静態論思考での貸借対照表とは異なり、損益計算を中心とする動態論思考での貸借対照表は、各期の損益計算の「連結環」としての役割 (未決項目表) を担っている。そうした貸借対照表観は、証券市場で投資家が求める、より積極的・実態的な貸借対照表観には適合しない側面をもっていると言える。

収支を基礎にした発生主義・実現主義による期間損益計算では、通常、収入・支出と収益・費用とに不一致が生じる。貸借対照表には、この将来の損益にかかわる不一致項目 (未決項目) が計上される、とみるのが動態論の基本的な考え方である。

その見方 (ビランツ・シェーマ) によれば、金融資産・負債はそれぞれ「支出・未収入」項目 (有価証券、貸付金など) 「収入・未支出」項目 (借入金、社債など) という、ある種の計算的未決項目としての金融資産・負債観になる (傍点に注意されたい)。

重要な点は、そうした見方では今日のよりリアリティー (実態性) のある資産・負債をバランスシートに求める投資家の要請に十分応えることができない、という点にある。だが、同時に重要なのは、そもそもビランツ・シェーマそれ自体、そうした目的を志向するものでない点に十分注意しておく必要がある。

補遺 1.7 分配可能利益と包括主義利益 - 当期業績主義の今日的意義 -

当期業績主義といっても、若い人たちは知らない人が多いだろう。だが、我々の世代はずっと当期業績主義の損益計算のもとで勉強してきた。適正な期間損益計算とは当期業績主義利益計算のことであった。昭和 49 年の「企業会計原則」修正で当期業績主義から今日の包括主義に変わるさい、大いなる戸惑と違和感さえもったことを今も鮮明に覚えている。

⁸ 相澤・群谷前掲稿 41 ページ。

当期業績主義のもとでは、臨時損益や過年度損益修正は当期純利益に入らない期間外損益であり、前期繰越利益剰余金の増減項目となる。

今日の資産・負債の時価会計における時価評価損益のなかには、過年度の見積りの修正という点で、当期業績主義の見地からすれば当期の業績とはいえない損益がけっこうある。時価会計の浸透という今日の企業会計にあつて、あらためて経営者の本来の業績を計算・表示する当期業績主義利益の概念、およびその表示様式の今日的意義が吟味されてもいいように思える。

そもそも、なぜ包括主義利益なのか。これは利益の概念として理論的に検討されるべきだが、商法の計算書類規則(商法はもともと包括主義の見地)との調整と言われている。この点は、たとえば、志半ばで世を去った制度会計の理論家鳶村剛雄(元明治大学教授)は次のように述べている。

「...しかも、損益計算の構造自体が実現主義の原則、発生主義の原則、および原価主義の原則等にささえられた処分可能利益計算構造であり、その枠内での経営成績表示を目的とするものであるから、...このような理解を前提にすると、昭和49年の修正における包括主義損益計算書の採用は、計算書類規則への調整であると同時に、会計理論上の整備でもある」⁹(傍点は引用者)と。すなわち、処分(分配)可能利益計算という計算構造のもとでは、当期業績利益よりも包括主義利益の方が理論的というわけである。

だが、今日、新会社法では分配可能利益はより広い剰余金配当という枠内になった¹⁰。また、会社の計算規定は国際会計に限りなく近づく企業会計に全面的に委ねられるようになった(省令委任)となると、先の鳶村のいうところの「その枠内」の枠は、もはや過去のものと言えないか。とりわけ(旧)商法との調整という制約は、もはや過去のものになってきたと言える。

現在はむしろ、国際会計基準理事会(IASB)の新たな業績報告のあり方にも典型的に現れてきている「包括利益」なる利益概念、およびその開示方法が重要な理論的課題になっている。留意すべきは、そこでの包括利益は、わが国での包括主義利益とは、その発想の起点をまったく異にしているという点である¹¹。

となると、ここにあらためてわが国での包括主義利益 vs 当期業績主義利益の議論が、今日の文脈のなかで浮上してきてもおかしくはない。この点でも、鳶村剛雄が生きていたら...、と思うことが多い。

補遺 1.8 会計にミレニアム問題はある? - 数学の難問と会計の難問 -

暇を見つけては愛読している500ページばかりの『素数の音楽』(マーカス・デュ・ソートイ/富永星訳、新潮社、2005年)という本がある。「数学を数学たらしめてい

⁹ 鳶村剛雄『会計制度史料訳解』(白桃書房)33ページ。

¹⁰ この点は、拙著『変わる社会、変わる会計』40-41ページ参照。

¹¹ IASBの新たな業績報告については前掲拙著トピック20を参照。

るものを浮き彫り」(訳者あとがき)にするという点できわめて興味深いのだが、そこに「ミレニアム問題」の経緯が触れている。

実は、ヒルベルト空間で有名な数学者ヒルベルトは20世紀の幕開けに全世界の数学者に23の問題を解いてもみよ、と挑戦状を叩きつけた。そのなかで未解決のまま残った唯一の問題が「リーマン予想」であった。その後2000年5月、このヒルベルト問題100周年を記念して、新世紀の数学界に新たな7つの「ミレニアム問題」が発表された。残されたリーマン予想と新たに6つの未解決問題である。

ここで筆者が興味深いと思うのは、むしろ1世紀前のヒルベルトの23問題の与え方、その問題提起の趣旨である。というのは、「...フェルマーの最終定理のような具体的な問題に焦点を当てるのではなく、もっと概念を駆使して考えるよう、数学者たちに呼びかけたのである。数学の風景のひとつひとつの岩を調べるのではなく、その分野の空高く気球で上がるきっかけを提供し、眼下に広がる地形を理解せよ、と励ました」(29ページ、傍点は引用者)という点が重要に思えるからである。その点で、ミレニアム問題は必ずしも革新的なものではない。

ところで、こうした数学の未解決問題のリストと同じく、会計学にもそうした未解決の問題は存在するのだろうか。そうしたことを考えること自体が、会計学にあってはきわめて革新的な発想と言えるが、実は会計研究者にもいたのである。それもれっきとした日本人、カーネギーメロン大学の井尻雄士教授である。

一般に、会計学や経営学は実学であり、論理(ロジック)よりも現実の役立ちが優先されやすい。学問というには、その点で“俗っぽい”分野というのが一般の見方だろう。だが、会計研究の未開拓分野、未解決問題のリストという発想自体は、会計をチャレンジブルでエキサイティングなものとする可能性を拓くものといえる。そして、その1つとして挙げられたのが、複式簿記への論理的挑戦とも言える「三式簿記」の展開であった¹²。

会計のミレニアム問題はあるのか、あるとしたらどのような問題か。こうした問いかけは、とりわけ今日の会計アカデミズムにとって魅力的だ。そのさい重要に思えるのは先に引用したヒルベルトの問題提起の趣旨である。今日必要なことは、「眼下に広がる地形を理解せよ」ということであり、そのための会計学上のミレニアム的な問題提起が望まれる。むろん数学のミレニアム問題のような巨額の賞金はつかないだろうが - 。

¹² 「三式簿記」のロジックについては、拙著『経営情報と簿記システム(4訂版)』(森山書店、2004年)補章「簿記理論の新しい地平」を参照。「三式簿記」など会計研究の未開拓分野については、井尻雄士『会計測定理論』(東洋経済新報社、1976年)第11章参照。また、井尻教授へのインタビューが掲載されている田中章義編著『日本における会計学研究の発展：インタビュー』(同文館、1990年)59-60ページ参照。